

## 「症例報告を含む医学論文における患者プライバシー保護に関する指針」

平成 18 年 7 月 30 日  
日本東洋医学会編集委員会

医療の実施に際して患者のプライバシーの保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康や福祉の向上に重要な役割を果たしている。症例報告を含む医学論文では特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多いので、その際には患者または被験者の人権およびプライバシー保護に十分配慮して、個人が特定されないように留意しなければならない。

患者個人の特定が可能な氏名やイニシャル、カルテ番号や入院番号は記載しない。

患者の住所は記載しない。

但し、疾患の発生場所が病態などに関与する場合は区域までに限定して記載してよい（神奈川県、横浜市など）。

患者の職業は記載しない。

但し、疾患の発生原因が病態などに関与する場合は記載することを可とする（放射線の被曝、特殊有害化学物質の暴露、いわゆる職業病など）。

日付は臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合には年月までを記載してよい。

他の情報と診療科名を照合することにより個人が特定され得る場合には診療科名は記載しない。

既に他の医療機関などで診断・治療を受けている場合、その施設名や所在地は記載しない。

顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は顔全体が分からないよう眼球部のみの拡大写真とする。

症例を特定できる生検、解剖、画像情報に含まれる氏名、番号、日付などは削除する。

以上の配慮をしても個人が特定化される可能性がある場合には、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、管理委員会の承認を得ること。

なお、遺伝子疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告においては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省：平成 13 年 3 月 29 日・平成 16 年 12 月 28 日全部改正、平成 17 年 6 月 29 日一部改正）による規定を遵守すること。